



ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会

〒380-8710

長野市立町978-2 労済会館内

TEL026-232-6667 FAX026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

http://www.lsc-nagano.or.jp

発行人 中山 千弘

編集人 今井 啓次

第274号2012年9月5日

安心・共生の福祉社会をめざし、具体的活動へ！

2012年度第1回政策委員会開催！

福祉など重点課題を行政へ！

2012年度の県政要求案をまとめるため、8月20日第1回政策委員会を開催しました。最初に昨年度の要求項目と県側の回答及び明確な返事がなかった項目や改善策が示されなかった項目について県側の再回答を確認しました。

これらの回答はそれぞれ要求を提出した構成団体において再検討し、今年度の対応と新たな課題に対する要求事項を検討し、10月9日に開催される第2回政策委員会に提出し、県労福協としての要求事項と併せ要求案としてまとめ



政策委員会の様子

ていきます。

県労福協としては、勤労者福祉政策をはじめ、県民の安心・安全の生活を守るため、経済的困窮に対する支援策、雇用情勢改善に対する支援策、「新しい公共」を地域・県民が推進

する施策等を県に要請して行きます。

とりわけ、現在長野県より受託している「PSモデル事業」については、7月30日開催の国家戦略会議で決定された、日本再生戦略における「生活支援戦

略」(本年秋に策定見込)の中に、「総合的な相談と『包括的』かつ『伴走型』の支援」として位置付ける形で検討が進められており、国の動向を注視しながら、継続又は制度化に向けた要請



挨拶をする中村政策委員長

を行っていきます。

また、この事業を通して浮かび上がった、既存の福祉制度やサービスの枠ではフォロー出来ない複合的な問題(離職・未就労・家庭崩壊・借金・病氣・ハウスレス等)を抱えた生活困窮者等の支援のための新たなセーフティネットの構築、若年層の未就労者の中で増加している、一般就労にはなじまないメンタルケアが必要な層に対する中間的な就労の場づくり、就職支援における県内企業と連携した受入れ先の確保等について、具体的な行政施策を要請していく方針です。

また、各構成団体からの要望についてもこの政策委員会の中で検討し、取り入れてまいります。

なお、今年度の交渉日程は、11月14日に知事交渉及び部局折衝を行う予定となっています。

～おしらせ～



2012年国際協同組合年

長野県 協同組合 フェスティバル

9/9 日 時間 9:30~15:00 会場 エムウェーブ 入場 無料

ご家族でお楽しみいただける イベントが盛りだくさん!

特命戦隊 ゴーバスターズ ステージショー

1回目 11:20~
2回目 14:15~

料理研究家 横山タカ子先生の料理教室

特設ブースで料理を作りながら解説していただきます

長野県の特産品、加工食品、野菜、くだもの 大集合!!

沖縄物産 コーナニ 正イサ(踊り)



主催:2012国際共同組合年長野県実行委員会

連合長野・県労組会議・県労連・労働金庫・全労済生協連・住宅生協・県勤労協・県高齢退職者連合

勤労者をサポートする“13地区労福協”2012年度活動計画

安曇野地区労福協

活動内容

- 生活あんしんネットワーク事業
 - 暮らしなんでも相談事業
 - 福祉事業の地域展開支援
(気づきキャンペーン、マネートラブルセミナー)
 - 生涯生活サポート研修会
- 自治体との意見交換
- 労福協イベントの再開
- メーデー



松本地区労福協

活動内容

- 生活あんしんネットワーク事業の取組み
- 市政要求(提言)
- 幹事会・事務局会議の開催
- メーデーの実施
- 勤労者文化祭の実施
- 勤労者体育大会の実施
- 労金・労済・住生の研修会の開催
- 各種福祉研修会の開催
- ゴルフコンペの実施
- 新春交歓会の実施
- 各種審議会への委員選出
- 失業・離職者支援



塩尻地区労福協

活動内容

- ボランティア活動
 - 鳥居峠散歩道整備
 - 福祉施設等ボランティア活動
 - 塩尻駅周辺のボランティア活動
- メーデー
- 交流活動
 - マスつかみ大会
 - スポーツ交流大会(ソフトボール・ホーリング)
 - 市民交流会バスツアー
- 市制要望
- 福祉研修会
- 福祉相談会
- 労福協フェスティバル
- 新春パーティー
- 労福協情報の発行
- 勤労者福祉促進委員会の活動
- 労働懇談会



諏訪地区労福協

活動内容

- 相談活動の継続実施
 - 失業・離職者支援活動
 - 無料職業紹介事業を「ジョブながのライフサポートセンター諏訪」として活動展開
 - 暮らしなんでも相談
 - 生活、なんでも相談
 - 長野県勤労者体育大会予選会の開催
 - 福祉事業団体との合同セミナーの開催
 - 労金との合同セミナーの開催*退職前セミナー
 - 高校生のためのクレスラセミナー
 - 全労済との合同セミナーの開催
 - 住宅生協との合同セミナーの開催
- 暮らしに役立つセミナーの開催
 - 県労福協・暮らしサポートセンター等主催セミナーへの参加推進
- 交流を目的としたイベントの開催
 - 若年層の交流を目的としたイベントの開催
 - ホーリング大会の開催



木曽地区労福協

活動内容

- 新春交歓会
- 第83回木曽地区メーデー
- 第10回木曽地区ゴルフコンペ
- 労福協木曽地域セミナー
- 役員会の開催



上伊那地区労福協

活動内容

- 労働会館の維持・管理・運営
- ライフセミナーの開催
 - 「知らないで損をする! 退職前後の準備セミナー」
 - 「勤労者のための住宅取得応援セミナー」
 - 「介護体験教室」
 - 悪徳商法被害防止啓蒙活動
 - 未組織勤労者の勤労者互助会加入促進活動
 - 「住まいと暮らしを守る防災セミナー」(被災地復興支援イベントの継続)
 - 勤労者福祉に関わる相談業務を開設
 - 勤労者や退職者、家族が充実した人生を過ごすためのセミナー開催(労福協活動の周知方法の創意工夫。「労福協ニュース」の発行。)未組織勤労者への情報発信



飯田地区労福協

活動内容

- 機関会議の設置
- 各種研修会の開催
 - 生涯サポート研修会
 - 労福協「合同実務担当者研修会」(労金・全労済合同研修会)
- 飯伊地区勤労者交流ソフトバレーボール大会の開催
- 飯伊地区勤労者体育大会
- 知らせる活動
 - 「飯田労福協だより」の発行
 - 「飯田りんごん」への参加
 - 飯伊地区メーデー
- 労働団体・福祉事業団体等との連携と組織強化
 - 「飯伊地区暮らしサポートセンター」の運営への参加
 - 勤労者まつりの共催
 - 構成団体との連携 3 政・NPO 等との連携 4PS モデル事業
 - 組織強化の取組み
- 飯田地区労福協結成 10 周年事業の検討



労福協活動に参加しよう!

北信地区労福協

活動内容

1. 地域のライフサポートセンターとしての活動
2. 組織強化の取組み
3. 勤労者福祉政策に関わる自治体要求
4. 各種研修事業の実施
5. 各種団体、NPOとの連携・協同
6. 独自事業及び須高地区労福協との共済事業
 - ①高水地区勤労者体育大会の開催
 - ②「春のバスハイク」の実施
 - ③北信地区メーデーへの対応
 - ④地区での「生活あんしんネットワーク事業」の取組み
 - ⑤組織拡大の取組み
 - ⑥NPO・ボランティア団体との連携
 - ⑦広報活動の推進
 - ⑧勤労者フェスティバルの開催
 - ⑨新春交歓会の開催



須高地区労福協

活動内容

1. 幹事会
2. 親子ふれあいバスハイク
3. 各団体役員交流会
4. 勤労者チャリティー映画祭
5. 新春パーティー
6. 生涯サポート研修会
7. 須高地区暮らしサポートセンター
 - ①クレスラセミナーの開催など
8. 高水地区勤労者体育大会
9. 高校生のためのマネートラブル講座
10. 自殺防止月間の取組み
11. 県労福協活動への参加やその他共済事業の取組み



長野地区労福協

活動内容

1. 相談業務
 - ①くらし・なんでも相談ほっとダイヤル
 - ②無料職業相談
 - ③ながのパーソナル・サポート・センター
2. 第83回県中央メーデー
3. 第29回長野地区囲碁・将棋大会
4. 第30回長野地区勤労者体育大会
5. 親子ふれあい行事の企画
6. 良きパートナーを探そう「PART27」
7. 生涯生活サポート研修会
8. 車いす無料貸し出し
9. 福祉事業団体との連携強化
 - ①若年層研修会・学習会開催
 - ②住宅フェアの開催
 - ③長野市勤労者共済会との連携
10. NPO組織、市民団体との連携
11. 自治体要請行動
12. その他
 - ①「長野地区労福協ニュース」の発行



上小労福協

活動内容

1. 第83回上小地区メーデーの実施
2. 第49回上小地区勤労者体育大会の実施
3. 上田市労政懇談会の開催
4. 上小労福協休日相談会の開催
5. 労福協まつりの開催
6. 各種イベントの実施
 - ①第16回ディズニリゾートツアー
 - ②第3回大人のバスツアー
7. 構成組織の福祉活動に対する補助など
8. 機関紙『ろうふくきょう』の発行
9. 上小地区合同研修会の実施
10. 生涯生活サポートセミナーの開催
11. 気づきキャンペーン
12. 公益に関わるセミナーの開催
13. 相談会窓口の開設検討



佐久地区労福協

活動内容

1. メーデー
2. ライフプラン研修会
3. 勤労者体育大会・青年女性交流会
4. 「勤労者フェスティバル」
5. 金融・共済事業の地域展開支援
6. 自治体への提言活動
7. 会員の拡大
 - ①勤労者サービスセンター・互助会・共済会との連携強化
 - ②未組織勤労者の事業団体利用促進
8. 「暮らし何でも相談事業」の充実と「無料職業紹介事業」利用促進
9. 佐久地域における貢献活動
10. 若年層研修会・学習会



大北地区労福協

活動内容

1. 労働会館の維持・管理・運営
2. ライフセミナーの開催
 - ①「知らないと損をする! 退職前後の準備セミナー」
 - ②「勤労者のための住宅取得応援セミナー」
 - ③「介護体験教室」
 - ④悪徳商法被害防止啓蒙活動
 - ⑤未組織勤労者の勤労者互助会加入促進活動
 - ⑥「住まいと暮らしを守る防災セミナー」(被災地復興支援イベントの継続)
 - ⑦労働者福祉に関わる相談業務を開設
 - ⑧労働者や退職者、家族が充実した人生を過ごすためのセミナー開催(労福協活動の周知方法の創意工夫。「労福協ニュース」の発行。)未組織勤労者への情報発信



地域の未来をつくる 連携と協力の輪！

「2012国際協同組合年
長野県協同シンポジウム開催」

今年「国際協同組合年」です。これは国連が、2007年の世界的な食糧危機や、2008年リーマンショック以降の金融・経済危機に対して、協同組合が耐久力・回復力を示したことを高く評価し、「協同組合がよりよい経済・社会の建設に大きく貢献できる」とし、その発展を期して決定したものです。

県内ではこれに合わせて、JA・県生協連・県労福協・労働金庫などが長野県実行



主催者挨拶をする大槻委員長

委員会を組織し、協同組合の活動への理解を深める取組みを進めています。

その一環として7月10日長野市・ホテル犀北館において「長野県協同シンポジウム」を開催し、県内の協同組合や実行委員会の賛同団体の関係者など合わせて約500名が参加しました。

シンポジウムは、長野県実行委員会の大槻憲雄委員長の主催者挨拶の後、全国実行委員会代表で経済評論家の内橋克人氏より「日本の未来と協同組合の役割」国際協同組合年に寄せて」と題し基調講演が行われました。

内橋氏は講演の中で「3・11の震災・原発事故は決して忘れてはならない出来事であり、被災者支援について協同組合は寄添い、支えなければならぬ。また、協同組合が果たすべき経済的・社会的役割として、基本的な生存権を支える食糧、エネルギー、福祉などを国内で自給する権利を確立して行く必要がある」と訴えました。

続いて、県内の協同組合の役員4名をパネリストにお迎えし、ラジオパーソナリティーの武田 徹氏をコーディネーターに、「協同のわ(和)・輪」を地域に拡げよう！心豊かな地域社会づくりに向けて」とのテーマで、パネルディスカッションを行いました。

パネリスト

- 島田貴美子さん (JA松本ハイランド理事)
 - 才川 理恵さん (コープながの組合員理事)
 - 中山 千弘さん (長野県労福協理事長)
 - 吉原 一典さん (企業組合労協ながの理事)
- その中で、各パネリストそれぞれの今までの取組みの紹介と、昨年の東日本大

震災や長野県北部地震・松本での地震において、どんな思いで行動し、今後、地域でどのような活動をしたいのかについて討論を行いました。まとめとして、コーディネーターの武田氏が「人と人とのつながりが希薄になっていく現代、『助け合い』をその理念とする協同組合のような組織は大事であり、協同組合の果たすべき役割は益々

「第6期福祉リーダー塾」開催 〜新時代のリーダーの育成のために〜

労福協東部ブロックでは、7月6〜7日にかけて、第6期福祉リーダー塾(前半)を開催しました。東部ブロック各地より塾生・講師・スタッフ40名(長野からは1名)が参加しました。

研修プログラムは前半では、「労働運動と労働者福祉運動の理念と歴史、そして課題」(講師・高橋中央労福協参与)と題し、理念・歴史と労働組合・協同組合の関心の再構築について、次に「ビジネスユニオニズムからソーシャルユニオニズムへ」(講師・山本中央労福協副会長)と題し、求められている目指すべき社会像や問われている労働運動・労福協の役割について学びました。その他、高木郁朗山口福祉文化大学教授より「連帯経済の担い手とし



パネルディスカッションの様子

重要となっています。そこに存在する人のつながりを、地域から世界へと広げて行ってほしいと思います」と締めくくりました。最後に、「協同組合を盛りどころに、人や環境にやさしい社会づくりに向けて取組む」とする2012国際協同組合年「長野県協同宣言」を採択し終了しました。

この福祉リーダー塾は、地域と職場で労働者福祉運動を担うリーダーを育成するために開講されており、参加したメンバーが地域や組織でこの講座で学んだことを実践し、労働者福祉運動を一歩ずつ前進させていくことが期待されています。長野県労福協としては今後とも、変化の激しい現代社会に求められる新しいリーダーの育成のために、若い世代のメンバーを中心に派遣して行きます。

全労済長野県本部第三回代表者会議・ 長野労済第五七回通常総代会 開催

二〇二二年七月三十一日(火) ホテルブエナビスタ(松本市)において「全労済長野県本部第3回代表者会議」、「長野県労働者共済生活協同組合 第五七回通常総代会」を開催し、本人出席二三四名をもって活発な討議を行い、全ての議事が承認されました。

議長団に武田総代(JAM甲信)、町田総代(佐久地区)が選出され議題に入りました。

全労済長野県本部第3回代表者会議の付議事項は以下のとおりです。

- 議事一 全労済長野県本部二〇二一年度活動報告について
- 議事二 全労済長野県本部二〇二一年度・二〇二二年度活動計画補強策／二〇二二年度活動計画について
- 議事三 全労済長野県本部経営委員について

二〇二二年度基本方針

- 一. 協同組合組織として推進活動の更なる強化を目指すとともに推進基盤を強化します。
- ・ 経営委員会、地区運営委員会、協力団体等の役割を再確認し労済運動を職場で地域で展開します。



第57回通常総代会で挨拶する関本部長

- ・ 共済ショップを職域・地域の居住域におけるエリア拠点とし、地域に密着した組織的な推進活動を展開します。
- 二. 民主的運営の実践をします。
- ・ 推進活動を通じて組合員対応(対面・対話)をすすめ、組合の労済運動に対する意義や役割りの認識・理解を高めていきます。

住宅生協からのお知らせ

あなたのお住まいの耐震性は大丈夫ですか？

日本に暮らす私たちは、近い将来起こりうる大地震に備え、自分たちの命を守り、被害を最小限に食い止めるために、できるかぎりの備えをしておくことが必要です。住宅の耐震化もその一つです。

ご存知ですか？

阪神・淡路大震災では、犠牲者の80%以上が、建物の倒壊や家具の転倒によって亡くなっています。この地震の被害調査において、古い住宅、特に1981年(昭和56年)以前に建てられた木造住宅の危険性が明らかとなりました。

1981年(昭和56年)というのは、建物の基準を定めている建築基準法が大きく改正された年で、この年を境に、建物の耐震性に大きな差があります。

また、建築物が倒壊すると、火災の誘発

- 三. 社会的責任を発揮します。
 - ・ 協同組合組織(全労済)としての社会的取り組みを進めていきます。
 - ・ 組合員への迅速な共済金の支払いをすすめ、生活再建を応援していきます。
- 同日、「長野県労働者共済生活協同組合 第五七回通常総代会」が開催され、冒頭の関本部長あいさつ、こ来賓祝辞・紹介後、各議案が賛成多数で確認されました。(付議事項は省略いたします。)
- 二〇二二年度は六月一日よりスタートして

おります。本年度も基本方針に沿った活動を展開することで皆さまのご期待に答えられる全労済となるよう役員一丸となって邁進してまいります。どうぞよろしくお願いたします。



第57回通常総代会の様子

でなく、地盤や基礎、建築物の形・構造、劣化状況などによっても違ってきます。

専門家が行う耐震診断では、現地で建築物の現況を調査しながら、耐震性を総合的に評価し、耐震性に問題がある場合は補強工事のアドバイスを行います。

住宅生協では、現在、第三者機関と提携し、住宅耐震診断のキャンペーンを実施しております。

詳しくはお問い合わせください。

Tel 026-234-0283



「建築基準法の変遷」
耐震設計基準は大地震が起るたびに強化されてきました。宮城県沖地震後の1981年(昭和56年)に現在の新耐震基準が誕生しました。この新耐震基準による建物は、阪神・淡路大震災においても比較的被害が少なかったと報告されています。

阪神・淡路大震災後の2000年(平成12年)には、それまで曖昧だった木造住宅の構造規定が明確化され、新耐震基準がさらに強化されています。

「ハローワークの住居・生活相談会」

「ながのPSセンターとの連携で実施しました」

去る7月25日(水)、仕事を失
いアパートの退去を迫られている
借主に追われている、精神的に不
安定で仕事が決まらないなど、仕
事や住居問題、その他の生活問題を
抱えた方に、専門家が相談に必ず
る「住居・生活相談会」が、ながのP
Sセンターを会場に開かれました。

この相談会、ハローワーク長野が
例年実施していましたが、広く利用
者の便をはかるため今年ハローワーク
と連携して開催したものです。
多重債務など法律関係の問題
には弁護士が、メンタル面での
問題には臨床心理士が、仕事や
住居、生活問題を抱えた方には、
ハローワーク相談員とPSセン
ターのパーソナル・サポーターが
それぞれ相談に応じました。

当日は、30歳代から80歳代ま
での7名(男性2名、女性5名)
が相談に訪れ、就労相談、求職
者支援制度、住宅手当、総合支
援資金貸付、臨時特例つなぎ資
金貸付、公営住宅関係、多重債
務問題、メンタル面の問題等、多
様な相談が行われました。

相談者は、普段ハローワーク
の窓口では、なかなか相談できな
い問題にも、個別にゆつくり時
間をかけて相談でき、問題解決

に向けての糸口をつかむ機会と
なったと思われまます。

ハローワークやPSセンター
に相談に訪れる人の多くは、一つ
の問題だけではなく、いくつもの
問題を抱えていたり、また専門
的な助言、支援を必要とするな
ど、複雑多様化する傾向がある
ことから、このような相談の機会
は一層重要性を増してくると思
われます。

ハローワークでは、今年11月と平
成25年2月にも相談会開催を予定
しています。

住居・生活相談会のご案内

●開催日時●
平成24年7月25日(水) 9:30~18:30
※多量債務、ご自身の相談は10時~16時

●場所●
ながのパーソナル・サポート・センター
(長野市新田町1482-2 ☎026(262)1001)

●相談内容●
①住居・生活に関する相談 → 住宅手当、総合支援資金貸付など公的支援
②ご自身の健康に関する相談 → 臨床心理士によるカウンセリング
③多量債務相談 → 弁護士による多重債務の督促等にお困りの方の相談
④職業相談

ハローワーク長野 TEL026-228-1300
〒380-0935 長野市伊南町3-2-3
担当:窓48(住居・生活支援窓口)
●相談ご希望の場台は事前予約が必要です。

2012年度顧問弁護士会議開催

8月24日(金)松本市の美ヶ原温泉
ホテル「翔峰」にて顧問弁護士会議が
開催され活発な意見交換がされまし
た。会議の冒頭、事務局より2011
年度における、初回無料の法律相談及
び県労福協の事業内容について報告を
行った後、意見交換を行いました。意
見交換の中で、長野県労福協とジョブ
長野との関係について質問が出されま
した。ジョブ長
野は、県労福協
が取り組む7つ
の事業のうちの
失業・離職者支
援をおこなう組
織であるとの説
明がされ確認さ
れました。

一人で悩んでいませんか!!

～長野県が無料相談会開催～

借金問題で、一人で悩んでいませんか?弁護士・司法書士による
多重債務者無料相談会が開催されます。借金でお困りの方は、この
機会に相談窓口へお出かけください。

面接は予約制で行いますので、事前に下記予約先へお電話くだ
さい。(※なお、予約は8月27日(月)から開催日の前日(土日を除く)ま
で受け付けます。)

日時及び会場(予約・お問い合わせ先)

日時	会場(予約・お問い合わせ先)
平成24年9月10日(月) 10:00~17:00	・上田消費生活センター(長野県上田合同庁舎6階) TEL0268-27-8517
平成24年9月12日(水) 10:00~17:00	・長野消費生活センター(長野県保健福祉事務所庁舎1階) TEL026-223-6777 ・松本消費生活センター(松本商工会館1階) TEL0263-35-1556 ・飯田消費生活センター(飯田市美術館隣) TEL0265-24-8058

注:会場、問い合わせ・予約先については、北信地域の市町村は長野、中信地
域及び諏訪地域の市町村は松本、諏訪地域を除く南信地域の市町村は飯田、
東信地域の市町村は上田のセンターをそれぞれ掲載してください。

県労福協今後の主な予定

- 2012年 ●10月18日(木)10:00 第20回労働者福祉学校 ホテル犀北館
●10月31日(水)10:30 労金・全労済合同新任運営委員研修 メルパルク長野
●11月 6日(火)10:00 虹の会マレットゴルフ大会 信州スカイパーク
●11月14日(水)11:30 県政要求 県庁

- 2013年 ●1月 8日(火)14:00 新春交歓会・講演会 ホテル国際21
●1月22日(火)13:30 構成団体合同研修会 上山田ホテル

2012年度長野県勤労者体育大会の日程

種目	開催日	会場
野 球	10月13日(土)	オリンピックスタジアム 県営長野球場
	10月14日(日)	オリンピックスタジアム
バドミントン	10月13日(土)	南長野運動公園総合体育館
バレーボール	10月20日(土)	東和田運動公園総合体育館
テニス	10月20日(土)	東和田運動公園テニスコート

くらし・なんでも相談

シリーズ No.40

「職場のメンタルヘルス」



山口 正人
特定社会保険労務士

厚生労働省が平成十九年に実施した労働者健康実態調査によると、職業生活等において強いストレスを感じたとする労働者が六割以上に上る結果となっています。今月号では職場の中で発生するパワハラを中心としたメンタルヘルスについて特集します。



【事例】
職場の上司が、年次有給休暇の取得申請をしても認めてくれません。仕事もろくにできない奴に有休は必要ないと言われました。その他にも、おまえは動作がのろいとか、気が利かない奴だなど普段から言われていて、この頃会社にいくのが嫌になっていきます。

【回答】
年次有給休暇については、勤務年数と出勤率により取得要件が労基法三十九条で明確に規定されています。年休取得は労働者の当然の権利であり、会社や上司の判断によって認めるというものではありません。直ちに上司の上司者（取締役等）に抗議し、それでも会社が動かない場合は労基署から指導してもらおうと良いでしょう。それよりも気になるのは上司のパワハラ発言です。この発言が原因であなたの心に傷がつき、仕事への意欲が失われたのであれば、会社にはきちんと対応する義務があるのです。その上司からの聴取も含め、会社とあなただけ話し合える場を持つよう強く申し入れてください。パワハラ問題は、ひとりでただ悩んでいても解決しません。

これまで、職場内での人間関係に関する

問題としてはセクハラ対策が先行し、公的機関からの指導に従って企業でも対策が講じられてきました。セクハラは社会的にも認知され、企業側でもその重要性を認識し労働者のメンタルな点に関わることとして定着してきています。しかし、近年、労働者は職場において、性的な問題だけでなく様々な人間関係に悩み、強い不安やストレスを感じている割合が高まってきています。以前からこの事例のような問題はあったものの、それが職場の慣例であるとして従うしかないことが暗黙の了解とされ、労働者側からパワハラに対する行動を起こすことをためらわせ、積極的に解決を図ることは困難な状況でした。その陰で、やむなく退職していった労働者もいました。また、在職していたとしても心に病をかかえてうつ病になる労働者がいたり、誰にも相談できず最終的に自殺に追い込まれる悲劇も引き起こすなど問題が深刻化してきたのです。パワハラは人が人に対して行うものです。会社が人を雇用していく上で安全衛生管理は当然の義務であり、安心して働ける環境を確保することが求められます。使用者責任（民法七十五条）を果たすためにも、会社がパワハラを放置することは決して許されることではないのです。パワハラ対策としては、まず人や会社が

パワハラを強く認識しなければなりません。（適正な指導とパワハラは認識が紙二重の差で、加害者と被害者の思いに違いが非常に悩むところですが）。その上で防止対策を講じ、実際にパワハラが起きたときの窓口設置も含め、速やかに解決を図ることができ体制を整えておく必要があります。具体的には、職場内でのパワハラをなくすことを会社のトップが労働者に対して明確に示すことから始めなければなりません。その上で、就業規則でパワハラに関する条文を規定し、労使協定を締結します。さらに、予防や解決についての方針も定めます。もちろん、こうした取り組みは労働者に周知して啓発を図ることは当然のことながら、定期的な研修やアンケートの実施などで、職場内の意識改善とともに実態を把握していくことが望まれます。

ワンポイント

パワハラメントの定義
職場の労働者に対して、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景としながら、業務上の適正な範囲を超えた精神のおよび身体的な苦痛を与えることにより、職場環境を悪化させる行為をパワハラメントといいます（法律的な定義ではありません）。ところが、最近では部下から上司に対する過激な暴言や態度などが、パワハラと認められる事例もあり、この定義だけでは収まらない状況も起きています。

- 本年、厚生労働省は「職場のいじめ・嫌がらせ問題に対する円卓会議ワーキンググループ報告書」と「職場のパワハラメントの予防・解決に向けた提言」を発表しました。
- 同報告書によると、パワハラメントとなる行為は、大きく分けて6つの類型に分類することができるとしています。
- ① 暴行・傷害など身体的な攻撃
 - ② 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言など精神的な攻撃
 - ③ 隔離・仲間外し・無視など人間関係からの切り離し
 - ④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことへの強制や、仕事を妨害するなどの過大な要求
 - ⑤ 業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないなどの過小な要求
 - ⑥ 私的なことに過度に立ち入る個人への侵害行為

①については、たとえ業務の遂行に関係するものであっても「業務の適正な範囲」に言及されません。②③は、業務の遂行に必要な行為であるとは通常想定できないことから、原則「業務の適正な範囲」を超えるものであるとされます。ただし、④から⑥は、適正であるかの線引きが困難であることから、パワハラ行為として認められるには、業種・職種・状況・継続性などを基に客観的に判断されることとなります。企業においては、トップから現場サイドまで言明これらの類型を認識し、範囲を明確にする取り組みをしていくことが求められます。

【パワハラに関する判例】

○中部電力事件
「主任失格だ」「おまえなんかいてもいなくても同じだ」などの文言を用いて感情的に叱責し、かつ、結婚指輪が仕事の集中力低下の原因だとして結婚指輪を外すよう命じていたことをパワハラと認めた。（名古屋高判平十九・十・三十一）

○日研化学事件
「存在が目障りだ、いるだけでみんなが迷惑している。おまえのカミさんの気が知れん、お願いだから消えてくれ」「お前は会社を喰いものにしてている。この給料泥棒」等の発言をパワハラと認めた。（東京地判平十九・十・十五）

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。

くらし・なんでも相談
ほうとダイヤル

0120-3916029

塩尻地区労福協フェスティバル開催 — 大道芸、子どもに大人気 —



大勢の参加者で混み合うフェスティバル会場

選会。中寫会長が抽選番号を引くたびに、「あー、1番違い」などと声が会場から漏れていました。気温30℃を超える中で、フェスティバルでしたが、盛会のうちに終了することができました。

夏休み最後の日曜日の8月19日、塩尻レザンホール前庭を会場に、塩尻地区労福協及びフェスティバル実行委員会主催による恒例の「塩尻地区労福協フェスティバル」が開催されました。午前中は、ろうきん塩尻支店運営委員会主催の「チャリティー親子アニメまつり」を行い、映画の終了する正午から開会セレモニーを行いました。塩尻地区労福協中寫会長が開会の挨拶を行い、続いて来賓を代表し、県労福協今井啓次専務理事が挨拶を行いました。開会式前半は、人数がまばらだったのが、映画終了も重なり、家族連れが増え、わたあめ、ポップコーンといった模擬店や体験ゲームに人だかりができる中でのセレモニーとなりました。大道芸人「ピエロのまーくん」が登場すると、ステージ前は子どもが集まり、まーくんが風船で動物など作り、ほしいかどうか尋ねると、子供たちは「ほしい、ほしい」と手を挙げて求めています。

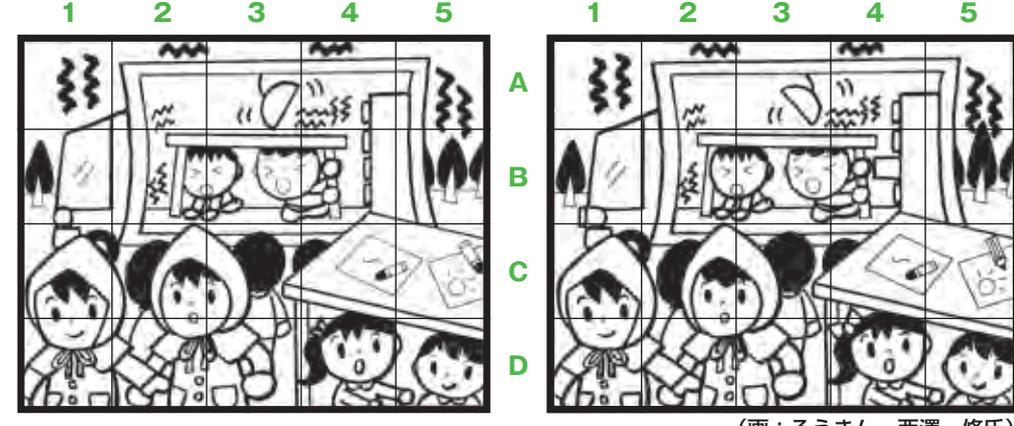


子供たちに大人気のピエロのまーくん



8のまがいがさがし

左に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思えます。



(画：ろうきん 西澤 修氏)

前回の正解は 当選者(5名 敬称略)

小林 秀通	(長野市)
堀 忍	(高山市)
遠藤 利樹	(塩尻市)
春日美奈子	(伊那市)
下島 伸二	(飯田市)

プレゼントの応募方法が便利になりました!! FAXとホームページからも応募ができます。

★その1 長野県 労福協のホームページ下のバナーから応募ください。

★その2 FAX番号 026 (23) 6672

★その3 官製はがき (宛先は表紙にありません) いずれの方法による応募の場合も次の項目を必ずご記入ください。

●クイズの答え(8つ)
●労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。
●住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名) 又は勤務先。

●正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(一、〇〇〇円分)をプレゼント。
締切り9月28日

プレゼントの応募方法

機関紙「労福協」 まちがいさがし

ご応募はこちらから

<http://www.lsc-nagano.or.jp/>



絆 きずな

お盆が過ぎましたが暑い(熱い)日々が続いております。暑いといえばロンドンオリンピックでありました。日本代表として参加をされた各選手の皆様に大変ご苦勞様でしたと申し上げます。近代オリンピックの父クーベルタン男爵の言葉にオリンピックは、勝つことではなく参加することにこそ意義がある。という言葉思い出しました。それというのもオリンピックの報道が勝ったか負けたかの一辺倒の報道が目立ったと思つたのかもしれない。日本選手団のメダルは過去最高の38個になりました。メダルを獲得した選手のなかには肩に掛かっていたものが今、首に掛かっています。と表現する選手もおりました。日の丸を背負うということは大変重いのだと推察するものであります。それにしても、なでしこジャパンと女子バレーの試合は熱いものがこみあげました。一年一年の努力の積み重ね、4年に一度の晴れ舞台。絆と絆が生み出す熱い試合を見ていて心が踊ります。暑い夏は沖繩、広島、長崎、北方領土返還など平和行動が連続です。オリンピック憲章とともに、平和の原点を噛み締める暑い夏であります。(今)